

岐阜薬科大学卒業、薬剤師となり昭和36年より薬局を経営。平成18年よりNPOメディアケアネット四日市代表 ケアマネージャー。

七十歳からのビジネスチャンス

私は、昭和十年生まれ、現在七十四歳。二十歳代の頃より、薬剤師として地元で薬局を経営してきた。しかし、近所にできたスーパーやドラッグストアに押され、私の薬局の売り上げは、近年、低迷していた。そこで、今から三年前、私は考えた。

一般的に、個人商店的薬局は、品揃えや価格の面で、スーパーやドラッグストアに対応するのは難しく、どうしても経営は先細りになる。実際に、私の薬局も、赤字経営である。しかし、薬剤師は、私のライフワークであり、私の薬局も、怪我・病気で困った時の「駆け込み寺」的な存在として地域に根付いている。是非、今後とも薬局経営は続けていきたい。では、どうすればよいか。

翻って考えてみると、今後、日本では高齢化がますます進み、介護の需要がますます高まると予想する。ならば、怪我・病気の「駆け込み寺」機能に、介護の「駆け込み寺」機能を付け加えられないか。具体的には、薬局に併設する形で、NPOを立ち上げ、居宅介護支援事業を始めてはどうだろうか。居宅介護支援事業とは、居宅介護利用者の心身の状況、生活環境、家族の状況、本人や家族の希望などを踏まえて、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する仕事である。当時、私の地域では、介護サービスを提供する業者が併設している居宅介護支援事業所は数多く存在していたが、私が考えたような「独立型」の居宅介護支援事業所は例がなかった。「独立型」なら、地域の人々が気軽に相談に訪れることができるし、特定のサービス提供業者に偏らず、公正性・中立性を保ちながら介護利用者本位のケアプランを作ることができる

のではないか。「独立型」居宅介護支援事業所の需要は高いに違いない。では、居宅介護支援事業を始めるためには、どうすればよいか。

居宅介護支援事業所を開設するためには、常勤のケアマネ（介護支援専門員）が一人は必要であり、ケアマネの資格を得るためには、試験に合格する必要がある。薬剤師の資格と経験がある者は、試験の一部（保険医療分野）は免除されるが、残りの分野（介護支援分野や福祉サービス分野）の試験については、免除規定はない。資格試験の合格率は約三割。

「よし、私が、試験に合格して、ケアマネになる。」

息子からは「もう、いい年だし、年金もあるし、そんなに無理しなくても、いいよ。赤字でもいいから、のんびり薬局経営を続けていれば。」と言われたが、私は、「人間は、死ぬまで勉強だよ。」と言い返し、歯を食いしばって、猛勉強を続けた。結局、幸いにも、私は、試験に見事に一度で合格し、晴れてケアマネの資格を得ることができたのである。

現在、私は、五十人以上の介護利用者を抱え、利用者宅の訪問、介護状況の把握、医療・介護サービス・福祉用具関係者との打ち合わせ、具体的なケアプランの作成・変更、役所との連絡、書類の提出などなど、忙しい日々を送っている。また、毎年の介護制度の改正、運用変更、技術進歩に合わせて、研修会にも足繁く通い、今でも勉強は続けている。また、地域では必然的に最年長のケアマネとなるため、私の主催で若手ケアマネの勉強会も開催している。私の目論見通り、「独立型」居宅介護支援事業所は好評で、薬局部門より居宅介護支援事業部門が大黒柱となっているのが我が家の現状である。

今回の「七十の手習い」の経験を踏まえ、「生きるとは、勉強することであり、幾つになろうが、勉強を続けていく限り、チャンスも限りなく存在する」と私は確信した。